

○経済産業省令第 号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	<p>(電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例)</p> <p>第百三条 第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第二十二条の届出書、第二十三条第十項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項、第二項又は第三項の計画書、第三十六条の報告書、第四十条の届出書、第四十二条の申出書、</p>
改正前	<p>(電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例)</p> <p>第百三条 第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第二十二条の届出書、第二十三条第十項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項、第二項又は第三項の計画書、第三十六条の報告書、第四十条の届出書、第四十二条の申出書、</p>

---

第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書、第七十五条の届出書、第七十七条の申出書、第七十八条第一項、第二項又は第三項の計画書、第七十九条の報告書、第八十二条第一項の申請書、第八十五条の申請書、第八十七条第一項の申請書、第八十八条第二項の届出書及び第九十条の報告書（以下「届出書等」という。）を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術

---

第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書、第七十五条の届出書、第七十七条の申出書、第七十八条第一項、第二項又は第三項の計画書、第七十九条の報告書、第八十二条第一項の申請書、第八十五条の申請書、第八十七条第一項の申請書、第八十八条第二項の届出書及び第九十条の報告書（以下「届出書等」という。）を提出しようとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一

---

---

活用法」という。) 第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して提出する者は、経済産業大臣の定めるところにより、当該提出する者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから届出書等に係る経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平

号。以下「情報通信技術活用法」という。) 第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して提出をするときは、経済産業大臣の定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る

---

---

成十五年経済産業省令第八号) 第四条第一項各号に掲げる事項を入力して、次の各号のいずれかの方法により提出しなければならない。この場合において、同条第三項の規定は適用しない。

一 提出をしようとする者が次条第二項の規定により付与された識別符号及び当該提出をしようとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号(次項において「設定暗証符号」という。)を提出する者の使用に係る電子計算機から入力する方法

二 次条第一項の規定により届け出た様式第四十

---

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号) 第四条第三項の規定は適用しない。

(新設)

(新設)

---

三の電子情報処理組織使用届出書に記載された電子メールアドレスを使用して、この項に規定する事項を電子メールにより送信する方法（この項に規定する経済産業大臣が定める技術的基準に適合する電子計算機を利用することができる。ない場合に限る。）

（削る）

---

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して第三十五条の計画書、第三十六条の報告書、第五十七条の報告書、第七十八条の計画書及び第七十九条の報告書（以下この項及び次条において「報告書等」とい

---

---

う。)を提出しようとする特定事業者等及び特定  
荷主等は、当該報告書等を書面等(情報通信技術  
活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。)  
により提出するときに記載すべきこととされてい  
る事項、次条第二項の規定により付与された識別  
符号並びに当該特定事業者等及び当該特定荷主等  
がその使用に係る電子計算機において設定した暗  
証符号(次項において「設定暗証符号」とい  
う。)を、特定事業者等及び特定荷主等の使用に  
係る電子計算機から入力して、当該報告書等を提  
出しなければならない。

---

---

2| 届出書等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、前項第一号の識別符号及び設定暗証符号を同項の提出する者の使用に係る電子計算機から入力すること又は同項第二号の電子メールアドレスを使用することをいう。

（事前の届出等）

---

3| 報告書等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次条第二項の規定により付与される識別符号及び設定暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告書等を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主等の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（事前の届出等）

---

---

第四百四条 前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による届出書等を提出しようとする者は、様式第四十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2 所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与する

---

第四百四条 前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による届出書等及び報告書等を提出しようとする者は、様式第四十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2 所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別符号及び暗証符

ものとする。

3

(略)

号を付与するものとする。

3

(略)

## 附 則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。